④　雇用開発、職業訓練

国（厚生労働省）は、特定有人国境離島地域等の雇用開発を図る観点から、当該地域等における事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主への助成金（地域雇用開発助成金）について、有効求人倍率等の状況にかかわらず助成対象とする措置を講ずる。また、離職者、求職者の職業訓練のため、民間機関を活用した職業訓練機会の確保について、優先配分することにより特定有人国境離島地域での活用促進を図る。

３．３　滞在型観光の促進

⑴　現状と課題

特定有人国境離島地域において、観光産業は一次産業と並び島の雇用を支える重要な産業である。雇用機会を拡充する上で、観光振興を図ることは欠かせない。

特定有人国境離島地域は、独特な自然、遠隔性・国際性・異文化性等を背景とした固有の歴史・文化などの地域資源や、海を絡めた体験型の観光資源が潜在的に多く存在する。また、世界遺産やその候補、ユネスコ世界ジオパークといった著名な地域資源を有している地域もある。加えて、海を越えて島を目指すこと自体が旅行目的となり得るという魅力がある。

このような有形・無形の地域資源を訴求力のあるストーリーに編集し、発信することで、魅力ある「旅行目的地」として国内外に認知させていくことが必要である。その上で、長く滞在したいと思わせるような魅力ある着地型観光メニューをブラッシュアップ又は開発し、滞在型観光の拡大を通じて、雇用の創出・拡大を図っていく必要がある。その際、滞在日数の長い欧米豪の訪日外国人客をターゲットとした情報発信・受入体制の整備や、教育旅行、スポーツ合宿、企業研修といった特定のターゲットに絞ったマーケティングも有効である。

一方で、事業主の高齢化等を背景に、ホテル、旅館、民宿等の後継者不足による廃業、団体旅行から個人旅行への流れへの乗り遅れ、繁忙期における働き手の不足、路線バス等の島内の二次交通の衰退・撤退等の課題にも直面し、本来有するポテンシャルが十分に生かされているとは言えない。これらの課題に対しては、古民家等の空き家改修、民泊促進を図るほか、一宿泊事業者だけでなく地域全体で帳場、食事提供、送迎、清掃・洗濯等の機能を協業体制で行う取組や、自転車等のシェアなど、シェアリングエコノミーの導入により、少ない投資で弱点を補いつつ、価値を付加し、業務を効率化していく取組も有効である。

こうした取組を戦略的に講じ、地域の観光産業を持続させていくためには、現地の担い手の本気度、継続性が重要である。このため、島に縁や関心のあるアーティスト、クリエーターを始め、若年層や女性等様々な階層から希望者を募って応援団を組成する等、外部人材も活用しながら、リーダー・担い手の育成、ＤＭＯの設立・運営等、現地の推進体制を整備していく必要がある。

また、観光立国の実現に関して基本となる「観光立国推進基本計画」（平成29年３月28日閣議決定）や、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、訪日外国人旅行者数について、2020年に4000万人（2015年の約２倍）、2030年に6000万人（同約３倍）とする新しい目標を掲げているところである。これを踏まえて、特定有人国境離島地域においても訪日外国人旅行者数の受入れに関する取組を戦略的かつ計画的に実施する必要がある。当面、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催という好機を捉えて、特定有人国境離島地域に訪日外国人旅行者を呼び込むことを意識して取組を進めるべきである。

⑵　講ずべき対策

⑴の現状と課題を踏まえ、国は、特定有人国境離島地域における年間延宿泊者数を重要業績評価指標（ＫＰＩ）として設定し、これを今後10年間で90万人泊増やすことを目標にする。この目標の達成に向けて島の魅力を増すことにより、入込客数も増加するものと考えられる。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）と目標値 「特定有人国境離島地域における年間延宿泊者数」 →　今後10年間で90万人泊増やす 【2013年３月～2014年２月270万人（2015離島統計年報）】

地方公共団体は、地域社会維持交付金（内閣府）等を活用して、地域の主体とともに、「もう一泊」（※日帰りから一泊へ、一泊から二泊へ等、滞在時間を延ばすこと）したいと旅行者に思わせるような、島ならではの食や体験といった現地観光サービスの開発・実証、その担い手の育成を行い、着地型観光の充実を図る。また、旅行会社やクルーズ船、チャーター便等の運航会社といった誘客、送客を担う本土側企業への働きかけも同時に行いながら、着地型観光を組み入れた魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券、旅行商品等の組成、企画及び広告宣伝への支援や販売促進を行う。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に関連する外国人旅行客を特定有人国境離島地域に呼び込むための情報発信や商品づくり、受入れ体制の整備についても、地域社会維持交付金を活用して戦略的に進める。

また、上述のＤＭＯの設立・運営、地域が一丸となって滞在型観光を推進する体制構築、シェアリングエコノミーの体制構築等や観光振興に必要なインフラ整備については、地方創生推進交付金（内閣府）等も活用していくものとする。

加えて、国は、広域的な地域間連携によるボーダーアイランドツーリズム（国境離島観光）に対する国民の関心を喚起する取組や、特定有人国境離島地域の地域資源を生かした商品づくり、情報発信等を行いたい旅行会社、メディア等の掘り起こし、訪日外国人旅行客の誘客、送客等において、地方公共団体と連携して積極的な役割を果たしていくものとする。

４　安定的な漁業経営の確保等

⑴　現状と課題

特定有人国境離島地域において漁業は重要な産業であり、また、我が国の領海等の保全等に重要な役割を果たしているが、近年、外国漁船による我が国周辺の海域での操業等の課題が発生している。

⑵　講ずべき対策

国（水産庁）は、特定有人国境離島地域における漁業の重要性に鑑み、漁業者が安定的に漁業を営むことができるよう、特定有人国境離島地域を含む我が国の周辺海域において外国漁船の調査、監視を行う漁船に対する用船料、燃油代等の支援を図る。また、漁業者等が行う環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保等の取組を支援する「水産多面的機能発揮対策事業」について、特定有人国境離島地域向けに優先採択枠を設定し、その活用を促進する。

Ⅲ－３　都道県計画の策定及び推進

特定有人国境離島地域を有する都道県は、関係市町村、関係事業者と有機的に連携を図りながら、Ⅲ－２に掲げる施策に関する基本的な事項を十分に踏まえ、実践すべき具体的な施策を、都道県計画に記載するものとする。

また、都道県計画に記載すべき内容など留意事項を以下に掲げるが、都道県計画は、市町村を含む地元の幅広い発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであり、都道県は、基本方針の趣旨に合致するものであれば、地方公共団体独自の取組を含め、以下に記載のない具体的な施策についても、積極的に都道県計画に記載する。

⑴　計画期間及び基本目標

都道県計画は、社会経済情勢の変化や成果目標の達成状況に応じ、地方公共団体が作成する地方版総合戦略、総合計画、離島振興計画等と整合性を図りつつ作成するとともに、一定の期間で見直し、地域社会の状況にきめ細かく対応していくことが重要である。有人国境離島法は10年の時限立法ではあるが、都道県計画は、平成29年度を初年度とした10箇年を前期と後期に区分して、計画期間として概ね５箇年を目途に定めることが望ましい。

都道県は、基本方針に定める「特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増となる状態を実現する」という国の基本目標を踏まえ、都道県計画には、法律の期限となっている10年後の目指すべき中長期展望を設定した上で、地域特性に応じて、計画期間における基本目標を定める。